

「三重県景観計画の策定に係る公聴会」における 陳述の要旨と県の見解

公聴会開催の告示:平成19年1月5日
 三重県景観計画素案の縦覧期間:平成19年1月5日～1月19日
 意見書の提出数:1通
 公聴会開催日時:平成19年2月10日(津会場)

【1 三重県景観計画の策定の進め方について】

番号	陳述の要旨	県の見解
1-1	<p>県が景観計画を策定するにあたって素案が県民に十分に周知されているのか。この公聴会を経た上で9月議会までの間において、再度、他の都市、地域における公聴会等を開催して、より多数の県民の意見を集約するよう求める。</p>	<p>景観法においては、「景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と定められており、三重県景観計画の策定にあたっては、三重県景観計画(素案)に対するご意見を県のホームページや生活部情報公開室等を通じて募集するとともに、三重県景観計画の策定に係る公聴会を県内5箇所で開催するにあたっては、三重県公報により公告し、併せて、県土整備部景観まちづくり室、農水商工部農地調整室及び環境森林部自然環境室、桑名建設事務所他県内9建設事務所、県内全市町景観担当課において、三重県景観計画の素案の縦覧を行い、広く県民の皆様へ周知を図ってきたところです。</p>
1-2	<p>日本の人口が5千万人を割ると言われている100年先には、土地を活用したいという一部の地権者や、マンション建設業者の誘いに乗って建てられた高層マンションはどのような姿になっているか。巨大な浄化センターは、汚水を垂れ流すだけのコンクリートの巨大な箱になってはいないか。そのようなことを考えたうえで、三重県は、具体的に各地の現状と、住民の将来の生活、あるいは現在の生活といったものをきちんと把握したうえで、住民たちと膝を交えて計画の策定にあたられるよう求める。</p>	<p>その結果、公聴会の開催は1箇所のみとなりましたが、パブリックコメントについては多数(99通)のご意見をいただきました。</p> <p>これまで、三重県には景観に関する条例もなく、規制等も行われていないこと、また、今般のパブリックコメントでいただいた景観計画の早期の策定を求める意見なども踏まえ、景観法に基づく景観計画の運用を、平成20年4月に開始したいと考えています。</p> <p>なお、平成20年4月の運用開始をめざして、平成19年度においては、県民の皆様への周知と普及を行うため、説明会などを県内各地で開催していくこととしています。</p>

【2 景観計画の推進方策について】

番号	陳述の要旨	県の見解
2-1	<p>三重県は都市計画が未整備である。例えば、南北を縦貫する公共交通機関の整備が必要であるにもかかわらず道路整備はなされず、下水道整備にだけ巨額の投資が行われている。津市、四日市市、鈴鹿市でも高層マンションが次々と建設されているが、必要となるガス供給インフラの整備が不十分である。また、中山間地には未利用地や農地が放棄され荒れ果てている。都市計画が不十分だから土地利用も不十分である。三重県景観計画の策定にあたっては、単に目に映る景観のみにとられるのではなく、道路や海岸などの骨格となる県土の総合的な整備計画が示されなければならない。また、伊勢神宮や伊勢志摩を従来以上に集客力のある観光地にしようとするれば、単に景観の保持だけでなく、もっと他の施策が必要ではないか。</p>	<p>三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めています。</p> <p>ご意見の主旨にあります道路や海岸など県土の総合的な整備計画については、各々の計画において推進されていますことから、三重県景観計画では盛り込んでいません。</p>
2-2	<p>農業、林業、漁業というものが次第に衰退の一途をたどっていると言われているが、三重県にある、例えば農業における「黄金の穂波」、林業における「枝打ちの響き」、あるいは漁業における活きの良い漁師さんたちの大漁旗といった生きた景観というものを喪失させてはならない。</p>	<p>農林水産業に関わる生きた景観に関しましては、まず、第3章「基本目標と役割」(77頁)において、「地域の産業と調和した景観づくり」を基本目標の一つに定めるとともに、第4章「良好な景観づくりに関する方針」の「イ 中山間地」(86頁)において、「これまで培われてきた地域の誇りある伝統・文化を継承し、活かすことのできる景観づくりを進めます」や、「オ 海・海岸」(87頁)において、「漁港や漁村、海苔ひび、養殖筏など地域の産業と調和した景観づくりを進めます」としており、ご意見の主旨は盛り込まれているものと考えています。</p>

【3 白塚海岸の保全と志登茂浄化センター】

番号	陳述の要旨	県の見解
3-1	<p>伊勢の海県立自然公園区域に含まれる自然景観が非常に豊かな津市白塚海岸については、白塚海岸の住民の方、その自然環境を保全する運動を地道に繰り広げ、あるいは動植物の生態を観察されてこられた方から、「白塚海岸は、伊勢湾を代表する自然豊かな海岸であり、先人から受け継いできた白塚海岸を次の世代に引き渡すため、白塚海岸の砂浜に造る中勢沿岸流域下水道処理区の終末処理場計画の中止、あるいは再検討を求める」といった意見も寄せられている。</p> <p>三重県は、貴重な動植物が生息し、伊勢湾で唯一残された自然海岸である白塚海岸の資産価値を評価するとともに、海を背景とした自然景観というものについてもっと考慮すべきである。</p>	<p>三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めています。このため、具体的な個々の景観を全て盛り込んではいませんが、「海を背景とした自然景観」については、第4章「良好な景観づくりに関する方針」の「オ 海・海岸」(87頁)において、「海岸部の景観や海岸部などから海への眺望、あるいは海からの眺望を保全するとともに、漁港や漁村、海苔ひび、養殖筏など地域の産業と調和した景観づくりを進めます」としており、ご意見の主旨は盛り込まれているものと考えています。</p>
3-2	<p>このような白塚海岸で流域下水道の浄化センターの建設が進められようとしていることには問題がある。下水道浄化センターはまちづくりの基本となる施設であって、都市計画法の都市施設として都市計画決定を行わなければならないが、その施設の決定にあたって地域の住民の人たちはまったく参加していない。住民の意見がその計画の中に取り入れられるような段階はなかった。大規模な汚水処理場が稼働したらどのように生活環境が変わるかについて、未だに十分な説明責任が果たされていないと思うし、住民は納得されていないように思う。行政はもっと住民の間にきちんと入り込んで説明をし、意見を聴いていく必要がある。</p>	<p>個別の事業の実施に関するご意見であり、三重県景観計画に関するご意見ではないと考えますので、ご意見をいただいたことを関係部署(下水道室)に申し伝えます。</p>

【4 津市内の高層マンション計画】

番号	陳述の要旨	県の見解
4-1	<p>津市内のマンション計画については、周辺の住民の皆さんから、「商店街から一步中に入れば住宅地である津市丸之内や西丸之内に、高層マンション建設が始まり、住民は日照権を奪われ、圧迫感におびえ、ビル風被害を恐れている。城下町としての落ち着いたまち並みや、青い空、西の山々を見渡せる生活環境を後世に伝えるためには、この地域の建物には自ずと高さ制限が必要である。マンション計画については、高さを20メートル以下とする景観計画の制定が急務である」といった意見も寄せられている。</p>	<p>〔高層マンションの計画について〕 高層マンションの計画に関しましては、景観特性の現状把握において、その視点が不十分でしたので、第2章「景観特性」の「ウ 都市計画と市街地景観」(38頁)に、「近年、高層マンション等の建設が進められている地域が多く見受けられ、歴史的な風情が残る地域においては、住民と事業者との間でマンション建設に関する訴訟が起こされている事例もあります」の記述を追加します。</p>
		<p>〔高さ制限について〕 三重県景観計画は、広域的な行政主体として、県全域の景観づくりの目標や基本方針を定めており、建築物等については、第7章「行為の制限に関する事項」の「ア 配置及び規模」(100頁)において、「周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること」などを規定しています。 また、良好な景観づくりについては、第4章「良好な景観づくりに関する方針」(80頁)において、「地域の個性を活かした施策の実施にあたっては、地域の実情を十分把握し、住民に最も近い立場にある市町が中心となって取り組むことが必要」と記述しており、具体的な地域固有の景観に関することについては、市町が定める景観計画において記述されるよう調整を図っていきたいと考えています。 ご指摘の高さ制限につきましては、ご意見をいただいたことを津市に申し伝えます。</p>
		<p>〔参考〕 景観法に基づく景観計画において、建築物等の高さの基準を定めることは可能ですが、この高さの基準には、法的な強制力がありません。強制力を持った高さ制限を行うためには、市町が定めることのできる景観法に基づく景観地区や、都市計画法に基づく高度地区等の制度を活用することが効果的であると考えています。</p>